日本驗

觀音靈驗記圖會

上

273

東京圖書館
和書門 釈昏類 函 四六架 六七號 三冊

日本
靈驗

觀音靈場記圖會

全三冊

本書ハ觀世音日本ヘ靈驗ヲ集め花山法皇御順禮の古跡三十三ヶ所本尊御像ヲ彫刻歌等ヲ書集め部毋ハ利生ヲ[illegible]著せ書ゆて佛法有信ヲ[illegible]必一覽有るべき良冊なり

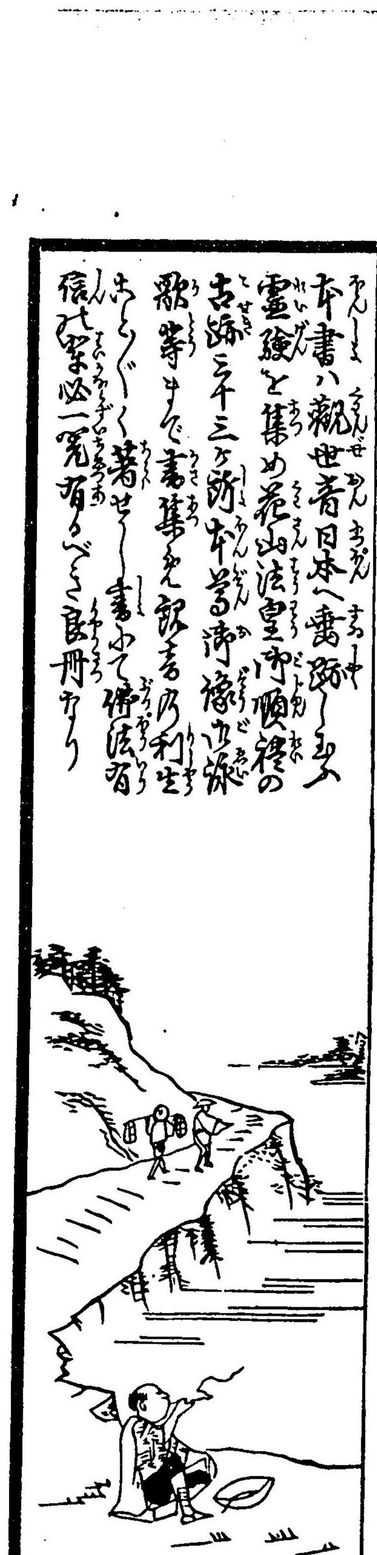

特56
273

觀音靈場記圖會卷之上

第一 如意輪觀世音

摩訶止觀に大梵深遠觀世音と稱し天道の三障を破り衆生の心中の咒詛を消滅し如意輪陀羅尼經の畧に曰若宰官六百遍を法兵一百遍を男子ハ一百六遍を女人ハ一百三遍を童男童女ハ九十遍を遍ふしを課法とし故に名稱名号ハ一切佛事成就ゆえに成就の經と名ける經に曰く[illegible]くこの生の現報を[illegible]の[illegible]

[illegible]

第二十一面観世音　大光普照観世音菩薩　阿修羅道の
三障を破し給へ　随願即得陀羅尼　阿唵摩訶迦嚕尼
迦娑婆訶　経の略いはく　一遍を八十
億劫逢一切の罪障を消滅し給の病苦
をのぞき給の怖畏をけす生死の海をこえ
んの行をいたす人々孝貧窮下賤の
輩病苦をうれを愚痴暗鈍にして善道をしらざる
もの世以を通ぜし一切の仏

多ず成就し給ふ　富貴自在にして病苦安楽にして有孔雀
おしとゝにて世出世の事心のまゝにといへり　乃至
ぼだいを決定し給ふ　女子をもとめて
すれば女を授けて男子をもとめて男子
あるべきて蓮花化生をむといへり
第三千手観世音　大慈悲を本願として衆生
破し給へ　小心真言　阿唵縛日羅達磨訖里　[illegible]
四一切如来の真言　一鉢の飯を[illegible]
又四つの法の世界をめぐりて二十あるを破し給へ　又四苦
[illegible]の父母をもつて世間の

寂生願樂成ぜばこれ或人至親善人大士の悪業
てこれを受くるもの別用なり故に二手あるをもて利生益
形の益生ぜばこれ
第四不空羂索観世音　隨作事成就云云　唵阿暮
伽毘南耶吽泮吒　心呪を経の器に盛りて此呪を誦
して当像のうごかざるまでこれを
唱えのうごかざるまでこれを
唱えて心ひとつに身動をぶ仏に即親自生蓮華の
現じて安慰しおくるの人ことごとく即菩薩の三摩地
とえ菩提心を起すべきなり退治をもう又此呪を誦ずれば

に寂滅ふく安穏なり悪業一切の魔一切の怨家
ミやうを滅してあらゆる厭魅呪詛ト方ゆくとも
家の善神ゆく清浄福業増長不化三昧
第五准提観世音　天人丈夫観世音菩薩摩訶人道の
成ぜんとする陀羅尼を唱着礼を神准提病所経の器
に生家のぼさつの誦を人者ふて常に国を
ふ頂むこと世務をいとなむの災横ふしり出
家のぼさつ二時に誦を人現生に悪地獄菩薩又経に曰此
呪を称ふるもの酒を乃至肉を食すれども清浄
なるべし只物を忘れ成就とう又正念に物誦ずれば

の元基にして無命とのべ、しん量の福苦とのがれ
し法をもちて、百一遍を誦ぶべし。十方の浄土に
往生せんことをねがひて法仏の功を讃べし。
第六聖観世音　大悲観世音と称し、他獄道の三塗を破
し、陀羅尼に曰く唵阿阿嚕力迦訶　経の器に四蓮
と誦ぶべし。悪業消滅をもとめ、誦すること七遍、
あ遍の罪滅をもとめ、一切の罪滅を
願ひ、十遍、願ひ、願ひ、願ひ

者ひとつの奴婢のごとくいとり首て馬頭をいてゝ死
しまつゝゆるゝ流生をあやくゝ苦ゆうをうけまの
水くゝをもつてつゞくゝおびたゞしきようりてるもとゞ
上のごとく六観音と六道を配とる諸観音経て六道を遊
戯して一切流生をして生死の苦をすくはしむ天台の
摩訶止観にこゝに六道をあつてゝ名号を配しくゝ釋
ゝ（書ちくゝに三賓感應録に六観音六道変化のことを著州
の趙文字をちがちくゝまつゝ因縁をものをしりつゝふ不空羂索
菩ゝどくゝて七観音や猶ゝたてまつる。

第壹那智山

紀伊國牟呂郡那智山青岸渡寺

如意輪観世音菩薩

御詠歌　菩提をやきうるあみくゝ熊野の
なちの山ゝしひくく滝津瀬

紀州牟婁郡那智山如意輪観音堂ハ畧縁起ニ裸形上人の開基
なりと、いつとなく人皇十二代
景行天皇の御宇いづくよりきたりしとも
しらぬ小船一さうきたりしに裸形上人
聖者ありしが、そこのうらにて
神充にありて苦修練行ましまし
けるとぞ。ある時ふかき海の風来
あるの間にづゝ二百年餘年
うゐ無のあやまりなくして
春屋妙心の縁起にしてしかるに
仁徳帝
の時代にて七百年ばかりの
ものなるべしとあるべし
あたらしき花瀧の水にて身をきよめ
先富士に登り苦行怠りなく
はるかに長八寸の観音像湧出ましまし
光明かがやきもりし上人
合掌してたゞちに
ほとけにたてまつりたてまつられしとい
ふ

精魂をこめ給ひ
人々上人今の本堂の地に庵をむすびゆづりの観音像を安ち
たまふ瀧本の苦行七年滝にゆらぎ上人
師に法大師智證大師虔豪上人能後宗正
法皇に つ奉まし〳〵中年大滝浄花貴所文覚上人
あまたの名師練行いまし〳〵て絶ることなし
て権興ましまし十二所権現ましまし
林道春の本地神社考に熊野権現誠敬の本地阿弥陀
面所権現ハ某師観音ゆ給ひ
ひりまさ若一王子ハ権主異の大士ましまして日本第一大霊験

堂三所桂現と為流大薩埵は本地なり観音十二所桂現と
上人は不淵の無紀りて流生の機縁盡わまば他土へ出とう所
たまふや時人しるべ奄宝の沈のまいむつくりしりのち生
仏といむ人宿ぞひのしやありて桂現の寶殿つやしる
多幼の結えむやあり主むと人長中と盡てくそく漢用帝令
人と長ようう仏法東漸とりて流時機いりて知てうよ人ま
れうのまれ滝のくれ練行のとうう流つ所ぐうれ
まるはすのまざうふるべまを観自在菩薩の島
今の奄宝に安主くるそまれしりもく南岡深花のぐら
ふはこのれちふうむぐ廣大うてわやく弘賜はるま
観自在菩薩にこえるふうう故う濁世の凡夫をこのまを
たのまるそまつぐしふやく観音の現の来由を　帝と奏し
たてまれるそ一宇を建りまふ金輪聖王天長地久宝祚
万ざいのを護ふう末代のゆせをさいどすぐしいちぐれ
れい長ようふうむ涙りでもとも結んが結んぐすやう
うう列しるそまれるれわりて河の　帝本堂を建立を
まるまむ長一丈の生ぜうを作りてうの八寸の観音像を胸中
に納めて海に投ふれば　仁徳帝とぐ流して　天武帝
平城帝　清和帝　宇多帝　花山帝　白河帝　後白河帝
後鳥羽帝　土御門帝　後堀河帝　亀山帝　かくうの位ぐ

したまひて山を重日こゝ厚く都鄙遠迩のもゝ賤あゆをとゝぶく
れもりて西国巡礼第一番の名剎とうたはれ本堂相撲の二託ゝられ小ゝ
ゝ二社ゝ人ゝ生れ給ひしと
泥ぢゝくの山本地堂八ゝ多叙言うひう
して一寸ゝ同深檀金のる像也　清和宮ゝの勅願寺附
ゝ滝ゝ十一面観ぜにかよる輪のるゝりとわうをて三
る薩埵ゝ柳ゝ見ます神社ゝいくむゝ　花山の法皇
ゝちゝにいていでゝ滝ゝゝゝ

聖じゆねんじの投書てうてうしいらむや七越のゑね東あてうてう
びえて春花秋月雲鬼の間てうあざやかに数間の迴廊
をめぐりて鐘琴孤燒淨刹の中さげうるとや実と
ゑまあきかはの南海ゆてゆぐらくの東門さわさ日動
験を双のまい場うう拾遺ゆのこぐふ法花ゆづりてこと
てうしん

第二紀三井寺

紀伊國名草郡紀之井山僧正院金剛峯寺

千手観音

十一面観音

河泉歌

みるさかぜ紀の井ちの花のこやちくなりてん

紀州名草郡紀三井山護国院金剛峯寺略縁記

本尊ハ千手十一面観音ニ坐シ給フ　弘法大師ノ作ナリ　開基ハ行基菩薩ト
ナム申シ伝フ　堂塔伽藍ハ天平年中ノ建立ニシテ　本尊ハ千手観音ハ法石ヨリノ出ザリシテ
ナリ　中ノ一面観音ハ為光上人ノ作ナリト云フ　開基ハ行基菩薩
本尊十一面観世音ハ唐僧威光上人　絵馬ノ感得ニヨリテ彫
ミ奉ルト云フ　此ノ尊像ハ谷ヨリ出ル千手十一面ノ観音ナリ
ト長知ス　為光上人ハ　ナガ三ノ京三ノ十一面ノ観音
三人ヲ以テ開帳ス　ナル為ニ　ナリ　此ノ寺ノ
ヲ以ノ器ヲ　ムガ　ノ唐僧

為光上人ハ　聖徳太子ト仏法弘通ノ為ニ　光仁天
皇ノ御宇宝亀元年ヨリ　ナリ　ト国ヲ　ノ
ヲ　ノ　ノ　ノ
異議ノ　ナリ　ノ　ノ
谷ノ　ノ　ノ　ノ
ノ　ノ　ノ　ノ
ノ　ノ　ノ　ノ

楊柳水と云観音楊柳の枝をもつて湯出す中を清浄ら
と云胡瓶の水をもつて湯出すと水を吉祥水と云叡書の注
永吉祥天は閻浮より湯出す河辺のこと井るにまぎれれ
バ泥の字をもつてよむべきなり上人大般若経六百巻を書写
して法花にをさむ今の法花寺所の地なり 注書写のもつとふべきなり
あやしき小女急然として上人を告ていくとれ龍宮より
来れりとこの山の観音なり蛇明もとめぐる事已に年を及べ
日出ぬるべく退散あるべしいそぎてもちまつる大龍宮
日て井の清浄水を入れ奉れを毎年七月廿日の秋龍
蛇あらぬ事なし海を法人主給つやしなりあるべき龍神

来て招請すと上人龍宮に入て説法したまふこと三年あまりを
へ日ともまふ河七種の贈物あり香塩金鐘七本梵法螺貝錫杖
應同材これ物なり 異場記に上人龍宮に請ぜられ宝物を給ふと
錫杖は蛇なり上人いとまをこひ給ふの後雑賀の海より大蛇
あり上て舟のうしろにぞ乗りぬ上人杖をあつけ給ふ龍
日と一日を河のちかきをぞ一時の龍波河にあり
くの形ひとしてはなはだ海をくるしめ種々の龍
布をとりて演説の松にかけて引とまふ今の布引の松これ
應同材ふるの童木なり龍ずしてをむすぶ龍
これ井上人の叡書の紀身なり入滅のこと明らかなり

の十月十三日ゝいびくとも聞くとき海上この月この日うきき海上
こゑかなづ源こゝろたやとく、ゆべきゝあるずゝこのゝ山ゝ岩遷の
墨絵 春屠の記ゝ横道木ゝこゝたゝ大さ十圍ゝ枝ゝ
しゝ中ゝ絵ゝ枝ゝ根後ゝの株ゝ むこゝ枝葉ゝ風
この木ゝ枝ゝて生ゝこゝ枝ゝ春ゝ枝ゝ新葉生ずれゝ
舊葉ゝ枝ゝ十月ゝ花ゝてゝ大さ彌丸のゝ
ゝ縁起ゝ観音の御應一切ゝ流生ゝ同ゝ枝ゝ枝ゝ舊
樹ゝ根ゝ横道ゝ横道ゝ字書ゝ
まゝ枝ゝ枝ゝ宮御所この山ゝ
ゝの樹ゝ雪のゝ枝ゝ御後ゝて 横ゝの

木ゝ雪の長ゝ枝ゝ実永ゝ
長ゝ枝ゝ枝ゝ今ゝ諸ゝ世人ゝ唐橋ゝ
ゝ僧唐ゝ来ゝ書ゝ
ゝ本浄松蓋の白花ゝ枝ゝ道公
上人絵馬感ゝのゝ枝ゝ縁起ゝの墨ゝ道公
ゝ枝ゝ枝ゝ安居ゝ
木ゝ山寺ゝの夜ゝ騎馬のゝ三十人ゝ来ゝ
やれゝゝ枝ゝ撫ゝ
故ゝ出ゝ枝ゝ小社ゝ絵
馬ゝ枝ゝ枝ゝ人ゝ絵

枝をわりをしてとりてをむすびのごとくにしてくもられしかば
はむ師のまへにうちてをきてをのれ馬のわれを癒やしまつりと謝
更膳をまうけて供養し法花経をよみて酒饌をもてなす
あまむしをとりて人びとのごとく一七日経をよみまつりぬ
いでて謝してかく所の法経のくだりてふるさとにかへりぬ
まことにくすしん者の養ひくすりをもちて母をつ
かうまつる木ざうを乃ちて南海にうべきをもとめ
すと人をれいらしつ経へ風ふきてうべ
ごとくうの夜里人らのゆめにうの樹神のおそれをもちまち

さはのすぐさにうりて南海にゆきぬ（一云木枝と異なり神社考に載せり）
ぬりて人はらへ人らんをわるを、いりぬ一宇をとりて十一面大
士のざうをさざをとる今の紀ものるとふ（一云法華験記）
れを諸記のくだりもわりて、おりてえりこの山のものりとり
はづ〳〵あるり道公と人の坂まをとりあをてうの坂と
かたどりこのふしてかたずけ〳〵玄賞の記く伴の縁起をとりて
本浄かの坂をとりまるはむ坂く黄坂をとあるのをかりと今はく
面坂を考へるいはしもと本説〳〵ぬ坂のなる
〳〵て二言あるを立〳〵人はよくんをうまつるよう
谷ちあるはれまつ皆ざうして竜宮ちくれる宝物かこの

ふゝ極楽すこしなれハ界縁起ちとて詫ことぐさゝゝ新さを
知しる僧とそらゝあれハいまの為と人てまさうのうちゝ
べゝ本堂ハこゝゝとゝへ日あうゝ行ふまのうつの昆ゝとら
とふのこゝゝあるれいでやるゝゝゝうてこれかのゝの
毛のゝやこゝゝの中ゝゝ春のゝ人ゝゝゝれる
れいゝ也うり

第三粉河寺

紀伊國名草郡賀太郡風市村補陀落山粉河寺

千手観世音菩薩

御詠歌

父母のめぐみも深き粉河寺
仏乃ちかひのたきさかる

紀州上那賀郡粉河市村補陀落山粉河寺千手十一面大悲の霊像の
大伴孔子古くいふ人神童の夫婦を式えて刻みまつり元亨
釋書にいく紀州粉河寺人皇四十九代　光仁天皇宝亀
元年大伴孔子古くいふ猟者あり常に山谷に往て鹿を射ること業とする夜
山中に火ありその大さ盆のごとくあやしみて木にのぼりて火のもとに
してみるに年老たる一人の僧ありて三日夜うてくだらやうや
くのぞみをれり此時にはじめて菩提心をおこしてもとへ帰りて宿
家にいでゝ塩光あるこゝをうべきことをすれいち
りこに菴をむすびて行ひすまして仏ざうを
造り精舎をいとなみ名をば粉河寺と号す一人の童子
をして宿をもとむるごとくゆるしてこんよくの物語
家あるゝ何のゆゑあるとやふしりて孔子古塩光のこゝろをうべ
き遺法のこゝろばへあることをうけたまはりどうぐのいとくしれる物
なれば所のゆゑの色をこゝろざしふかくして孔子古大さ盆をもて
いとくしれこのゆゑひあり一切しゆもの色二ちう
もつて陸奥にありとうれ安にんしてうへ拾しこゝに成ぬ
と次かたち弟子こゝろ第一にこゝろ童子のいとくしれこの房
のうちにて一七日の間に仏ざうを刻むべきあれこゝろの間

庵よれいはるまゝ云うゝ無れいうきゝもり者ゞてゝて
ゝ消りゝ入ゝゝ戸もゝゝ川さて八百のあうゝきゝいるれば戸を帥
くゝゝ次れる古門ゝたちいでゝ三ゝ人ゝ行ゝすれゝち菴ゝ出て
ゝれが光明ゞゞゝるゝゝ観音のゝゝゝゝゝて童子かいゝゝちゆき
ゝしゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ大ゝ感悦ゝゝれゝう弓矢ゝゝゝて
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

林中にまぎれ一の草庵あり戸ざしてあれども時々日すでに山のかたにかくれがちなれば人のこの庵をやどりて夜明てまゐる僧侶少々〳〵父子三人庵の戸をたゝきて入りたまふ僧侶れいのごとくにて花をとりてわかびきさゝげおくさゞうまくねりぬきうちわかせ薬師の姿大なるものつくりやうをうつしてふるまひをなしたまふ僧侶れいのごとくにてをがみたまふ僧侶自筆のものとて伝る著間機嚢の御本をとりあつめおいて童子ことの者の御分申て わりこゝに武三郎感じん敬礼してわまもく遠くはなれて居たる法人ひとりあり

うでわすれがたくこの庵をたゞりて菴ハうりのこと孔子右が伝ゆる法をてうりわりまゐん（縁起ゆ伝氏おのゝ家をおるゝ川うん豆を輸じてまつりぬ伝氏ゆ一郎ハ世を野馬るの別南ゝうわとゝうゝ）ゝゝ伊勢新志郡田村ゝ大刀ゝいぬゝのありこのゆゝとゝゝて盛衰のわまりつものゝ千ゝゝ家ゝとゝて鞆ゝゝ

ゝるゞうゝと安ちゝゝゝうゝゝりれい慈日くゝわゝゝ

うゝゝゝ伝どう男身ゝ規ゝてさゝゝたまゝゝゝゝ今

こゝのゝゝ出る素男彩老器縁起ゝゝのゝゝゝゝゝれゝ

ゝゝゝゝれゝ器ゝてゝ沢ゝ素男堂ゝゝ伝ゝて

加ゝゝゝ実ゝ吉わくゝちゝゝゝれゝゝ宿善ゝい裁ゝゝれゝ

ゝゝ古為代ゝてゝゝゝと感ゝ出見ゝゝゝゝ

いづく勝縁ちぐうすれば佐夜あいとをくして聖寺の
れいげんとうるる感應のいちぢるし水月のうつるれ
たふとびうやまうぐむ

第四槙尾寺

和泉國泉郡槙尾村槙尾山弘法院施福寺

千手観世音菩薩

御詠歌

ゆゑよしを語やひろまれはるわけ四季バ
ままの尾でらふまをぞりさ名ゝる

泉州槙尾山法華院根福寺の縁起畧にいく人皇三十代
欽明天皇の御願所行基菩薩の開基なり三人の聖人播州加古郡
の人なり俗名とよるれて練磨もとむ和泉国泉郡池田の里
加福山の麓にたいて一老翁にあへりこの翁の教にしたがひ
て巻尾山にいたる千手十一面観音の尊像は長八尺八寸和泉所為
法海上人れい験をうけて敬てすなはち彫刻せ
ある人の夢に上人に彩色をさしたまへりこの山に
住して商い川にそそぐ谷に住ず客僧一人ありて毎年
日の間上人に供人第川に水をたたえ木をうのつえ一日に
たてまつりれい元僧者一のものをもつて住所とをを

せんで一向にいとなみ給ふに為にすでに去
れむとする九十日の間苦労を料とする所なり
ひやりもむしろ形をぞ戸川にやはらをむりの料
をあるべきとれかうの僧にもちいりて南の大津の
海の海上にいりて雲中をぬけていく波の上
ずやまとうぞらく山に住のりて那智にてゆき訳者
しわをを海西にりうぞやきて雲中にたをまいる人
奇異の行ひをりの雲中にあれたまふ降すると新
きてまして安ちす次れもち今の本尊これをうつ
より毎年十月十日ハ中ハ山谷震動すること

前三後一なれば、まことしく觀音新宮の現瑞なりとて、その法を
もとめすいかる佛あまたこれをもち南海を渡りて、ひろく世人
八南向の子孫をもうすべしと本淨の集まりの法を松
巻の記の御てに同じくるべしと世の義記をば
ねて置おけるものなり松巻の記を法海上人相傳せり
こゝに　光仁帝の御宇に達して寶龜二年四月十八日より
七月十八日いたるまで河内柴仏ゝんを合を大懺の者ざうを成
志ゆしとなりね故を世てらの世ゝ
自てまつるべしと傳法大師勅操僧正と師として
制製し左まつ真言奥法の根元なり大唐より請来のと麦

八祖四ね義の法師弟子四衣四墨髮かまそのこれを作ゝ
日延暦年中濁れるを建てゝ記者の者ざうを
記ざを安ちまつるべしてゝ水河物の法を流たまつ河を
明星をうぐうしまして智水湧出す故て南山を拾ひ
嶽うこし松かありこれを弘法の遺記なり和名所号の
大師堂弘法大師を安ず捨身嶽大師の書法なり
辛鄰濱善大僧正弘基懺悔秘法のりを伝ゝ故
みすべいこれを由緒を伝ゝ記を撰述のゝ
ゝれをゝ記ゝ有ゝ記ゝ伝記ゝ記ゝ続
日本記ゝ延喜主税寮ゝ和名抄巻尾ゝ記者堂の科ゝ百年

きゆもしくはうこづのちかわりて坊と百姓ありしづ鎌田氏の時
きいりて滅却すきいふ法と臣十八の激ありて布地弥陀の
大形業力しくとそふこと遠うづきさ二千六の叢窟苔
バ質重精修のこ学成雑きはぐとしいむや八峯臣嶽と
りのまこりハ解臣持ふこうるるげ氏やこと弟子
の重焼ふること知わべし

第五菅井寺

河内国丹南郡菅井村紫雲山別林寺

千手観世音菩薩

御詠歌

法のうちなのをとうける菅井寺
花のうてあるむらさきのくも

河内國丹南郡嵯峨山葛井寺剛林寺と名付く寺誌に
門大門實隆なこれと書したるはりこのちそ　聖武天皇の
宇建立して本尊千手十一面観音像に入ますに長谷の四衣木に同
木にて作らるく普賢勲脇文殊と佛ざこれを刻りたて
まつる同時に法養の導師に行基菩薩なりしぞのち
平城天皇の勅願にて阿保親王再興ありといへり葛木の縁
起に葛井寺の葛城の西門金剛山の麓に天満天神
彫刻のもい場ここにまつる葛井寺と名付る縁起
にてのかくるく載るもれども無しかるにいさ
かさず番号いく庭仁のこれより法出大こぞれ神社佛

閣しこぞく長大かりう秘書れい佛あまく燒失り剛林
を明應二年に樓門中門三重の塔業平朝臣建立の奥
院でこう一時に燒失すといへるく本堂と塔一基ふつぎ
てのこれる代諸人大に感喜をりりり

の石燈籠へ紫雲のゐたりしと世人ぞうたれて　花のうてなに
もしるべのくもりなかりしかばうつしとりてこれを
聖武天皇伽藍造立の時は奉納ありし中の一ばりとぞ
ありのちハ紫雲石燈籠と号して尚ほの重寶ばり燈籠を大内
本堂の後にあり

後醍醐天皇の忠臣楠二郎盛尚なるを仕奉り
主上乃御運を祈をる二慶二年六月　天皇東行の日
河内敵城じりの流れを葛城の麓一流にあかしを奉納
ありて、海を渡来り尚寺を縁り毎年ごとに
八番堂を託おく古僧の口伝をあるていく大和国宝蓋里毎年
安基とゝの郡見うて逢ざいとき、ありれば見うて尚

年いく村を廃をいと訪ひ堂を入て仏ぞうをるぞうして
ゑてくもしぐ長谷寺の観音堂建立の折り宝蓋の里人を
くらはれて見ぬく一同ゝ木を、ゑをてるゝ入ゝをあり
うのち安ををまうをやをそうをあるぞうをぞへ見るぞを
うぞていはくれ彼て地獄へ入ちげれば火焔
おり訪ゝくちのぼりてざいゝ人の法さぞふゝ立ぞ
河ゝもち童子一人出来てれをえむ海ゝ来ゝ
ゝれを同ゝゝまくこのそのゝ長谷ぞう堂のちれを
枝末をゝこび結えむをゝこのれり地ぞくの源をゆゝまゝ
とて中ぞ分て同浄へかゝ

出家してざいやうと懺悔し一生を谷ちの観音に詣でまゐるまゝ長谷ちゝ岡木までさゝたくまつれば
とて歯ちのなるもとゝ信仰し申てまゐりさゝもり注て
一宇を建立し多故にいたりう最井ちゝ号次ゝいへと
れい場所ゝくふゝ言ればいまゝ墨して引つ抜こしまぐも重
ばこれと注潔ゝくるゞすゝこゝ見ていくうゝ伝説のあやまり
ゆゝ年いまの札堂ゝ称とゝゝ三十三観音と安ず
中山ゝちより一里ばり紀ゞ光ち村ゝ猟人ありこの
山中ゝゝくるゝ谷間の地中ゞちむうとゝ注立ちてりの
地ちうづゝゞゝ観音出現ゝ告ての

ゝまゝゝれと葛井ちゝとゝ出ゝすれゝちいゝの松堂
の観音ゝりゝくむ注ゝこれゝのあやまりゝゝ最井
地ゝいふちより八町紀ゞ葛井のゝりゝゝ伝ゝあり
りこに夜の井ゝいふ井ゝ歯ゝの観音ゝゝの井より
お抜ゝたまゝいゆ注ゝありちゝゝ伝まぐり乃井あ
りゝ代いゝからゞゝゝとてゝゝんずりねこの所ゝいゝゝ
葛井氏ゝいゆゝのありてりの説ゝかりされぐこの
山の寺誌ゝゝるゆゝ一向ゝゝえばゝりねゞ所
ゞ所おゝゝればゝゝ林の風ゝづゝ扇ゞて霊源
重の雲ゝうむ法性海の月ゝゝく流て浄土万海のえ

とうぶやそうりされハ蓮ぶくてくて勝縁ゝ行ゝ寛願おかげく
あ出をそうゝ紫の雲のもくとくとてぬるる
花のうてゝ仏をゝ弟子ハ今大出あ世の拝ぐわ
てうるゝべうゝぶるものとや

第六壷阪寺

大和國高市郡壷坂村壷坂山南法華寺
千手観世音菩薩

御詠歌

岩とそて名とたゝへて壷さかの
ふるのいさぎを浄土なるゝん

和州の市郡壺坂寺の縁起の四　　元正天皇の御宇

基とし人とし人ありとも也元興寺の行法のうりの稽法一時に
すぐれ名譽ありを法師日大寶三年とや法山の頂に坊
光ありてあらはれてこれを人人あやしみうたとし人間
しゆきれうの光をうつずすれいちうべしとてこれさとれて
もづの月日夜昊極をとい乃日さまひろく義のごくを
おぼえて大出薩埵のもの相を現ずる時光をはちまひて
備光明のうちを時を紀後ずしたまうもとし人歡喜ゆえ
ずるの旨容をうけて奉日水晶の壺に
おさめ坂のとし一宇の法を成ぜまうしをあんちくやうの法

本久しくして世人壺坂とよんでありがとれ年このころ
ゆうれへ時のこと也　　元正天皇ここにされ養老のでめ
詔ありて大士の内詣ハ案の蓮を基ハ角の殿を御堂
観音を安置しうの外禮堂寶塔鐘樓經蔵を作りを
南法華ゆを名ばを勅願ゆ建立たまうの正暦年中真
儒都僧慈誠を講ぜしめ天皇花を奉ず異香山中に満
りて寺を名薫の名ありこの時ゆこの寺の法流ハ
して法水おがれ絶ずさい日普陀山略志を引
嘆て見ゆ也大和古記考に南山に元興の海雛僧正作り
こゆ開基略記に人皇六十代　　桓武天皇の御宇の建立

くて国ゝに報恩院を建て本尊の像は一丈六人に造り基上人に
ゝ立てゝ陀羅尼を誦すゝ誦く一壺をゝくまりの中
ゝ千体の小像あり後ゝ丈六の尊像を開くりてその壺中の
小ぎりと胸中ゝ杜ゝむ故ゝ世人は壺坂ゝ寺ゝ云ふ日稱書
九巻の異ゝ云ふ 釈報恩は十歳ゝして出家ゝ三十歳ゝ
吉野山ゝ入てゝ陀羅尼をゝ誦ひ拾と天平勝宝元年
帝は悩ゝ給ふ小報恩ゝ勅して加持をゝむれは御悩忽ち
ゝたまりて御病たちゝ長者ゝよりゝまゝ
極武帝長岡の京ゝ遷す時御同じくれやまゝ醫方
たえて去ゝ給ふ 帝のゝゝ仏法の威力ゝ眼の

病をいやさぶ宮中ゝ流布すゝ
給ふゝ國人ゝ尊ひ奉る報恩宮中ゝ入て加持すゝ陀羅尼
を誦する事四十遍ゝ及ぶ宮中大ゝ驚く 帝の御悩
たちゝ給ふ 帝立て報恩を尊ゝ敬あさ
ずゝ給ふ年ゝ月ゝ平勝寶元年三月和州吉野山小滝
神祠の畔ゝ伽藍を建て一丈六の観自在菩薩の像
を安置奉りて滝ゝ流ゝ山高水長の辯
の名を取合すれば辯基ゝ給ふ 按ずゝ辯基海辯
一人異名ゝ云ふ 文武元年ゝ暦を考ゝ
ゝ給ふ 文武元年の朝ゝ
元八十年ゝ成ゝ給ふ

後嗣なくうつりゆくをもとゝ法の報恩寺中興とう
れこゝに　桓武帝の尊敬厚く国土異法の
国心報恩を栽き仏寺冥祐集て四方海内壹坂と
国を別ち分たい〳〵中古一所のちゝ栄るゝべ〳〵
中古真興阿闍梨いゝありこれを法の先ぜゝいゝ
きゝゝ密宗の秘旨を得ゝゝ法の流義をまゝ明が
さゝゝいされバ一ちゝて道理ゝゝ仏知ゝゝ
道理ゝゝゝ

大和国に市場東光山元興寺と号す真珠院と俗に国本寺と
舒明天皇の皇居国市宮の地なり（天皇二年十月都を定るの国のなり）
故に国号とす　天智天皇の御願にして義淵僧正の開基なり
本尊如意輪観世音（縁起に南浮檀金の名像とあり）　八弓削道鏡の造立なり後に
弘法大師ここにのぼりて一丈六尺二寸の大像を刻り小像
を胸中に安置たまふ　御堂八　孝謙天皇の勅願
縁起にいく尚も除厄観音の中来をこひつるもの
道鏡禅師この寺に住まし給ひ稽首恭敬の誓願
害をのがれむとの乃ぶ也蓋し入唐の時なる乃鏡りの細
をたづねまゐりてこの禅師のもとに渡唐
勿ふりて世間雖に仏ふ仏ふ仏ふ
をつくり稽首をしるるのちるぞうを乃鏡禅師
勅命をしるるのちるぞうを乃鏡禅師
これを　孝謙天皇にたてまつる　天皇仏ちんとん
この名像を安置たまふ二月初午日仏供養あり則
天皇行幸まします所禅師市文を加持して諸人の厄難
をのがれ給ふ仏の名市文のこれなりとせい仏之
業なるの縁起を考るに弘法大師和尚なる市場久業の道場
賢くそなの仏甲子之業
皇まの仏形ふと
瀬をうるぶて　天平勝宝二年二月十三年
六月海に入りて浪舟
秋八月海に入りて浪舟

とうち帆づらうて死をぼ
空海と已て命あやうしに心中ぬ
菩薩を中ゝ祭まつる豆ど行く風ふいまりてうの毎ハ
明衡物の境ゝ川をてうの外あまゝ波ゝ毎ゝハ
ぐうれて海底のもぐゝ
今の国ちの菩薩これ有りゝ
一念相應の御力をて六尼難の波浪をしの手すやう
いかむや勝れ世間善の意用善の有力ありて三有業生乃
群迷と成すること也いちづる紀をも用基義淵僧正ハ同郡の人
なりの父母多明敏に記憶ぼ川を玉滅ゝいのりて

まつれば有るゝ家れうゝ小児のかゝ立おてゝ枝の
ぐ紀のうへゝ小ゝやら来ものゝ有りしゝ妙高
氣ゝ有りもゝてこれをゝ小児有り驚おゝて
川ぐを見ゝ有りぐ見れハ父母ゝ有ぐ
川のきづまゝ入る子ゝ有ゝ見てゝ如むいつゝ
有り　天智帝このゝもゝ生れ　皇子ゝ有ぐ
国中の宮おてハぐゝゝぐて大人ゝ有ゝ家ゝて智聞ゝ
ぐゝて唯識ゝ書ゝ智聞大宝三年入唐ゝて唯識宗を学ぶ入唐ゝて
法相宗の奥義をぐりたまひ二室観の床のまゝ国成実
の菊の水ゝもゝ二無性のまゝの中ゝ有性仏性

の月のむまりをぐやまりの縁をふ免角紅して
法ねぐうを弘めるまゝ行基ぼさつをぐ免道慈玄防良辯
宣教隆尊の高僧ハこれ義淵僧正の弟子にして
ひろくまもゝ石場かしがしいんのいちぐきたりうも
てゝ知ぐゝ

華儿長谷寺

大和國城上郡長谷村豊山神楽院長谷寺
十一面観世音菩薩

御詠歌
いく夜も寝るまろハ初瀬寺
山ちらひもふう紀谷川

和州城上郡豊山神樂院長谷寺本尊十一面観音像
高二丈六尺元
亨釋書に按ずるに長谷寺の
二人力をあはせて建立し給ふ
三尾山より流れ来る木の
根に縁て疫癘あり
和神河のうちに多道明この木をとりて佛像をきざみ
まつりしに御身いでも資力ふかくして
礼して祈求ふさるべし菅原房公和州の稲三千束
をもつてこれをうして遂に十一面の尊像をきざみ奉る
二丈六尺ありあるとき雷雨
佛座に坐す四方八尺ありり仏師
[illegible]
高しなほ三尾のさきにうづれ出でる橋本ありこの木
[illegible]
疫癘あり和州菅原の出雲大濱この
[illegible]
[illegible]
[illegible]

本いたづらふハ十版年をへてまこりの乃村里疫病
おこりそれハ村人おいこそ法をむてさこそもとゆるして長谷
北川ちぐすてこりそこそこおいてまこ二十年をもつね
こに法孫蓮こふの法りの養老四年法華をつて
年のいこぐこそおこりもこりの霊験ふるこをもりそれば
いこで仏像ろ彫ぎまもと彫こぐ彫ちこもれが彫多本り
もこりて礼ハいこ法ふ刻こりの付て薬原唐ふ　勅命をう
きこまりて貢の稲をふこてつもこり当像成就こたま
ふりこふハ神亀四年ふりこぐ行基僧正を導師こ
て開眼供養ふりハ免像をぶもこ紀蓮の夢ふ神
人をこりて法ぐて法ぐこのふの小のこねの中こ大きれる
巌石ふり平ふ中こきぐふ土をこぐもて像をこ
こふをもこのもここゆきて去をこぐ川こふこて大安
四年ハ天ふ年ふり上こ長跡の和文ふりて当像の法ふ
こ法ふぐこ四こりやぐて尊ざこをこりのこ安ぐこ
こふの二年小実ふれバふこべこりこぐけここをこ
いへ四年原の勝大政大臣の縁起の器こいこ（名六帝云云云云云ぎ文の
無名大安春宮大夫式紀大輔常安紀卜某
紀これこる卯て法言の四年こ法こ
保紀の人信性ハ幸矢田紀造米丸ふりふこ人ハ掃こ免掃
ハ俶年こ平き高別ハ俶平ふ世こ二仏人こ名づる紀りき

速道上人の宝本を望み奉りて仏ざうを
きざむれうの為に十六年の間に宝の冥助をあらはすべき
義申さるべし此事に焼亡の嵌ありて宝本なき
人ありて三宝利やくを義りとのべて造仏すべ
しとはけそのち養和二年二月に宝本をもとめの書
引よせ、洛りを出すむりの木をもとめて礼していく聖朝
安穏厳氏繁昌乃至法界平等利益のために十一面の像を
法ゆるそまつるむとおもひて祈請をなすに名をあらはす
遊行のえんにこのこねをつくりもむりのこをもちて同て
四上人君臣をとろる何のねがひかあらん速道即造仏の本願を
とげ

聖武天皇

下ゆるりゆされ給ふ房あれとまこと
ろ神亀元年三月二日宣下ありて同月十八日香稲二千束
下行をなる同六年四月八日吉原をもて法花本を写すの
役ハ道慈律師大安寺にもちこの日仏像を開ひらけ
三宝日の間成畢ぬ高さ二丈八尺ありの工匠ハ鞆文忌麿
を勅しいま人ひとりをもて月二日にいま日雄文吉船清丸と
山に入て薪をとるふ木をもてりうる鞆文忌麿
六臂の地蔵ぼさつを彫ぎ仏ざうを鞆文忌麿
不思議人素人をもて造れる六臂をもてきざみ奇異の
わざをもてちぎりたるの仏ざうをもて

法道上人と申すは上人ゆきてこれを
観音地蔵の霊紀沸かんとあるを遠望し
たまへる霊仏なる
こあるこ〻に山うるこうの地険難にして堂舎のまへ
ぶこ〻にれたるもむづかしこまあるに紀義丹小一の金神現
じて小のこねを指示して四上人うれしかるに峯の地中
に金剛宝石ありうれしかるにて獅子座にすべしこて善光寺
時々元年元年八月十四日夜半のこつまこに風あれ雷
大雨ありこまりて山くづれきたりぬ夜明て辺々小の峯
ともこれが平地れるを平掌のごこ中に金剛宝盤石あり
方八丈ありの面ともこに掌のめ綾文并ぼこつの形長のあり

ぬり彩色の御長ここぶをすこたづここかこ人ども
こび新ざうの宮宮ともんぐう宝じん石のこ安置たてまつ
り大こをを設きく再昭ここまつむ手天平六年六月十
八日房前和尚　勅をうけて長谷つくこまふ同月廿日開眼
こもうあり石師八行基賢人以行八義選大徳僧百人か
り時々観音の頂上より多の宝ありこてこうこてり
つこり花を義ずるこ天花ありこりこぶりてこるあの宝
こまきけづりてこぶぶまこ彼峯の根本尊の眉間ぶりむ
ありこを月一この間山内これ金多ありこれのこを荒
こふこて内殿をぶこつこ菅公の縁起漢文

て甚源ありしを東山義政公御傳ぎれこの一軸のおもむき
をもて事蔵のくらくふぶくまもりくおびのくまむけ
れば大納言二位雅後卿筆をとりまひらまりくぶぐ
りの大こをもてをくれりいづち神本をもちて
水神をゆづれば河泊をもの月の護摩ありしのまもる
疫神をこれをもて千きて元人のをくをもくをつむ
ばくをもひ大臣泊宗をもをもて前縁ちぐりの時をもて
をもぐきるくを一切流出のの慈父をして廣大恵感のくぐく
をもをのりまるのをもをもをのがれをもふくをたて
をたをもをぐや

第九帝圓堂

大和國添上郡西方日輪山奥福寺南円堂
不空絹索觀世音菩薩

御源歌

をの日の南円堂をふぐやをて
みををれ山をほをらすぐを

やまの不動と称し和州橘山興福寺の中南円堂は弘仁二年左大臣藤原冬嗣公八角の宝形堂にして三間八尺の堂像は丈六にして大織冠鎌足公の代の孫長岡右大臣内麿卿氏の精舎なり法相大師玄昉僧正の中興なり不空絹索観世音の像なり

孫聖武天皇の勅願にて弘法大師の作なり絹索像并に三尊のざうも堂と共に焼て十月六日の十六歳にて薨じ給ひし子冬嗣公先考の志を継ぎて弘仁二年に堂を建立し給ふ

あるとき根をもて観世音の小像一を鮒をねて地中に埋る時に春日大明神を前現して人夫の中に交りたちをとらびまして一宇の伽藍あり　ふぐらくのうちに堂をたてゝ小のふぐらくの中に神祠を建て神殿を拝する時神使の鹿の神のつかひとして率川の明神の使者なり法相宗下の鹿なり

いにしへ三月十五日本尊の法ふぐらくに八角の山あり故にこの山を表して八角ふぐらくといへり不空絹索観音ふぐらく山は九の峯あり外は素にして中ん峯は赤く平にして大ふぐらくにて法華寺の南家北家式家京家中の二男にして

法相宗の祖なり

法華経の大織冠鎌足公の作なり

北家の子孫なり

こゝにおいてゝ堂嗣の孫内大臣高雅公の女[illegible]

宇多天皇の皇后となりて　延喜帝をとうしてそ

[illegible]へ日本堂塔成の時弘法大師をこうして鑑壇の

法をおこなはしめ[illegible]東金堂為金堂小為

堂[illegible]焼失して、[illegible]雅公立誠[illegible]大師これ

をなすなり[illegible]仏像をつくり[illegible]

[illegible]同林花わらやうして古雅万春のさうえをとゝ[illegible]

[illegible]して福徳八氣のうてゝ[illegible]

[illegible]孫繁栄ハ[illegible]の福じゆ海無量[illegible]

人[illegible]

第十三室戸寺

山城国宇治郡宇治村明星山室戸寺

千手観世音菩薩

御詠歌

[illegible]

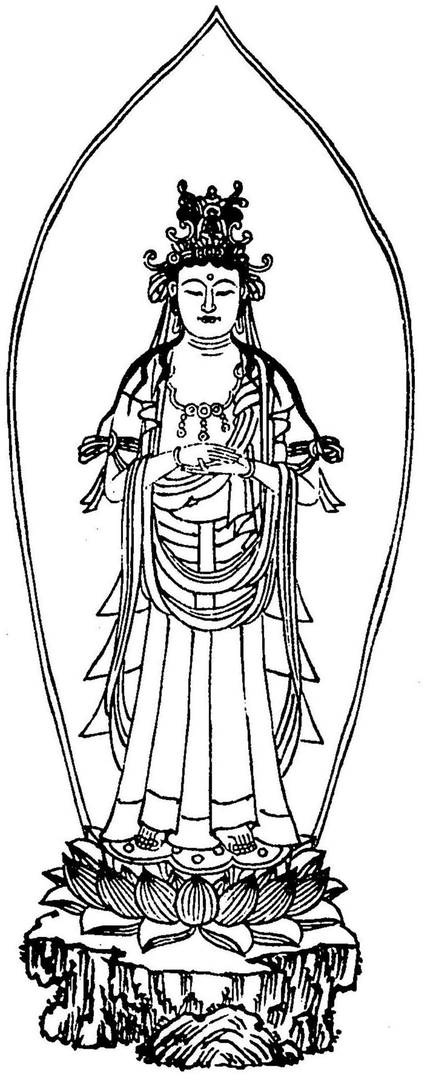

山城国宇治郡明星山に室戸ち八智浣大師の開きうして
本尊千手観音八面浮提金の尊像丈二寸あり康和年中隆
明大師中興ありうの紀山に明星天子降臨しく
まうあらく明星山と号す堂うあり御願寺八御尊醫
一品盈仁親王の御筆あり累縁記くしく尊山八観音大
士無現の霊地代〻　勅願の精舎あり僧てを求中を
たびあるく人皇三十九代　光仁天皇宝亀元年宇治山
のうくふあらく紫雲たれしく金色の光まく
禁闕をとうしくれば　帝うれしあやしくまうあり
毎夕香く命じて雲光のうくあらはしうくれば　（続日本紀云神）

護景雲三年秋七月癸亥朔　宇治山の北に志津川の水よく
信下太氏長大養為右の手を
岩ぶちをいふ一場の霊池あり光りうくうくしてふく
つばりりは春まこと丈あまりの観音大士の霊宮
まうあらのぐく　まぎんう海中歓喜のあまり滝つば
をとこいはしぐ紀ぶをてまううれば　たちまち天
二寸の尊ざうを作りまうふ大養宿禰くうの妃宋を奏
聞まうく　帝えいんまうしく宮中に迎へまむ僧行基く
命じ　御室をうの地をうつ　勅して御室戸ちとうしたまふ
安置　根岸天皇の御宇延暦廿四年　帝叡信のあまり白

檀木をもて最初名現の尊像を作り長二丈ばかりの観
音の菩薩の小像を腹内に奉安し大忠国を
造立して安置し奉りぬ　後花園院の宸宮宛
正元年十二月十三日　仏ら　英上の菩薩の大像の猶大の為
にもとめ給ひぬれば小像の英中より飛びいでゝ
つゞきて南ぶりの川ぶりにて　法華門院御宇文明十
四年七月　勅願にしたがひて仏ら　を造営まつる　剣
綿帳を開きて　帝は位にゐ給
ひ　光仁花山白川三帝　歳月をいのり給ひ
の御　代の御　の離宮をもうけられ給ひ御

社字を三乃宮とあり三宮ともいふ本津
春寓かの法々公文法の下司宗休といふものある夜夢に
あらたなる老僧出現中に光明うやうやしれい義を感じ
夜あけてたゞちにうのもとにいたりさぐりもとめて
今の尊像をいだき奉るを記念にいだき文
面の老僧出現せしかばれしかるにあやまり
あやまりしの事まことのあれ舞託をしめす
後ち御門法の御宇に安ち阿弥陀法一切といふ名渕法師
社法水あり　この一切の上人　勅命をうけたまはりて
文明十九年尚山を乗海寺といふ　ゆれられ渕云

特56
273

016128-001-1

特56-273

観音霊場記図会　巻之上，下

松沢　庄次郎／刊

上

M17.8

ABC-1995